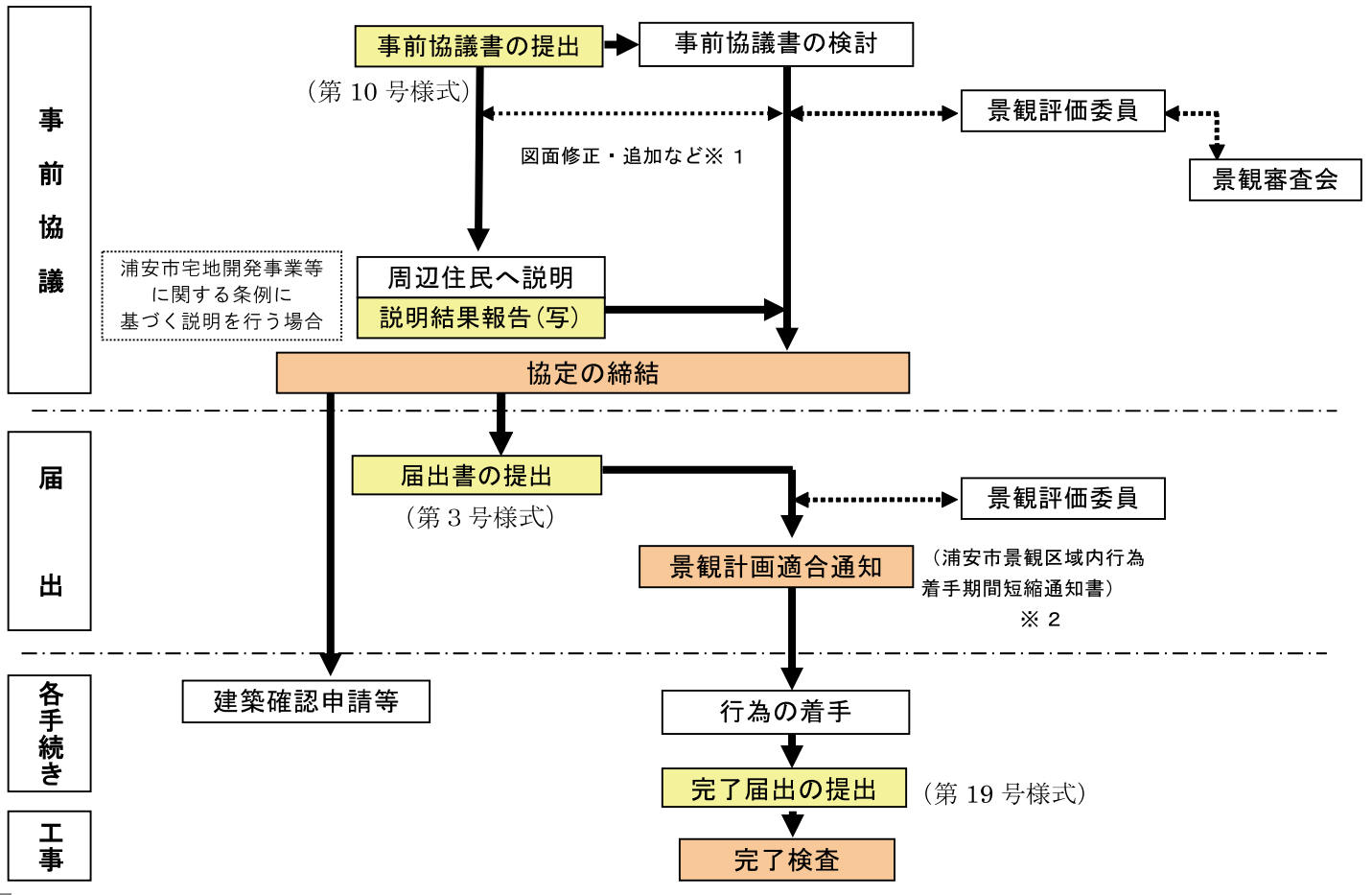


●事前協議・届出の手続きの例



【図面修正・追加など※1】

下記はあくまで手続きの流れをイメージするための例示であり、標準処理期間を表すものではありません。

- ・例：月曜日 事前協議書提出
- 水曜日 評価日 景観評価委員の評価を受ける
- 木曜日 市が事業者へ評価結果を通知
- 翌月曜日 事業者から修正図面等を提出
- 水曜日 評価日（2回目）

協議が整うまで繰り返し行う

※景観評価は、原則第1、第3、第5水曜日としています
が、祝日等を含む場合など変更となる場合があります。
評価案件は評価日前日の正午までの受付とします。

- ・評価委員の指摘どおりに資料を追加、図面を修正した場合は、次回の評価を待たず都市計画課で確認し、事業者へ適合を連絡します。（宅地開発事業等に関する条例の手続きもある場合は、同時に協定締結となるため、景観の協議が調ってもお待ちいただく場合があります）

【浦安市景観区域内行為着手期間短縮通知書※2】

- ・景観法第18条第1項の規定により、届出書の提出から30日間は工事着手ができません。（変更届についても同様）
しかし、同条第2項の規定により、市との事前協議が調っていれば当該工事着手制限期間を短縮することができます。

※2は工事着手制限期間を短縮する旨の通知であり、景観計画に適合したと認める旨の通知を兼ねています。

【景観審査会において審査の対象となる主な行為】

- ・景観重点区域で行う事前協議対象行為のうち、景観重点区域外のゾーンでも事前協議の対象となる行為
- ・敷地面積5,000㎡以上、住宅建設で戸数が100戸以上など周辺環境へ影響があると思われる大規模な行為
- ・事前協議対象行為のうち、公共施設及び市が設置・運営・管理等に関わる公益施設
- ・景観評価委員が必要と認める行為